

# 越教組ニユース

越谷市教職員組合  
情宣部  
17. 03. 07(火)  
tel 989-3281  
FAX 988-3283

## 今年度も厚くまとめた署名「越谷市でも少人数級の実現を」

二月二四日(金) 市役所教育委員会会議室において「越谷市にも三〇人学級の実現を」の署名を滝田部長(吉田教育長代理)に手渡ししました。署名を積極的に押し進めた保護者代表三名、越教組執行委員六名、越教組OB四名の参加となりました。席上、保護者・市民からは、

「孫が今年から入学しましたが、先生の大変な状況が聞こえてきます。先生が忙しすぎます。教師として人間らしい生活ができないと、子どもにもよい影響はできません。私は元保育士ですが、近頃難しいお子さんの話が多々耳に入ります。少人数学級になれば、先生たちも余裕を持って、そ

んな子たちにあたれるのではないのでしょうか。」  
「私の子どもも教師をしています。今の社会を考えると、もう教師の一を増やして行かなくてはならない時期だと思えます。予算がないと言いますが、行政は必要などころにはどんなことをしても割いてくれるはず。」  
越教組からも、



## 1万筆を超える署名を教育委員会に提出

「教員の一番の要求は少人数級です。これは毎年変わりません。一万という数は、一人が1m間隔で並ぶと一〇kmにもなります。この一万という署名の数の重みを考えていただきました。」  
これらを受け、上野課長からは、  
「毎年署名をいただいています。予算が許せばというところもあります。市単独では予算難で厳しい。教育委員会としても少人数級編制の早期実現と財政措置について、引き続き国・県に要

望して参りたい。」との発言がありました。残念ながら来年度の実現はなりません。

署名活動をはじめて二十数年、牛の歩みではあるが少人数級の大切さは認められてきました。組合は、これからも粘り強く要求し続けていきます。



## らぶらぶ春闘

民間企業では来年度にむけ労使協議が始まります。プロ野球選手の「契約更改」のようなものです。これを昔から「春闘」と言っています。この協議によって来年度の給与が決まります。教職員は地公法五八条により労働基準法第二条(労働条件は労使が対等の立場で決定すべき)が適応除外になっています。代わって「給与、勤務時間その他の

## 怒 またまた退職金削減の動き

人事院は二〇一六年八月一日に内閣総理大臣・財務大臣から民間の退職金及び企業年金実態調査の実施と見解の表明を求められたとして、平成二八年民間企業の勤務条件制度等調査を実施しました。現在集計作業と見解発表の準備が進められているといま

を得なかった職員が出てしまい、混乱が生じたことは記憶に新しいのではないのでしょうか。

- ①退職手当の労働条件性を認め、労使協議を十分行うこと
- ②公務と民間の違いをふまえ、民間較差を唯一の根拠として一律の引き下げをおこなわないこと
- ③臨時任用者についても退職手当を支給すること

国家公務員の退職手当は五年ごとに見直されていますが、何よりもインパクトが大きかったのが前回の「見直し」です。平均で四〇〇万円以上引き下げられ、私たち地方公務員もそれに準じる削減を余儀なくされました。

施行日が一月一日であったため、将来設計が壊され、中途退職をせざるを得ない時期ですが、それでも春闘は公務員にとっても大切です。民間企業の給与動向を調査した人事委員会の勧告をベースに、県当局と組合との団体交渉を行い、妥結した内容を給与条項として当局提案↓可決↓新しい給与となります。条例が可決されるのは通常十二月議会。企業に遅れること八か月間—とても春闘と

を、求める職場決議(各職場での分会)をあげ、文書を提出しました。危惧した展開になれば署名をお願いすることになるでしょう。退職手当引き下げを歓迎する教職員は少ないと思いますが、その意思を声を上げなくては承諾したとみなされず、それを担うのは組合しかありません。各新聞報道のように、某運輸会社や某飲食会での未払いの残業代支給は、当該労働組合の奮闘があつてのことでした。

## 二・二八 地域総行動に参加

勤務条件は、条例で定める(地公法二四条) ことになっていきます。

いえない時期ですが、それでも春闘は公務員にとっても大切です。民間企業の給与動向をもとに人事院や人事委員会が公務員の給与の方向性を勧告するからです。

そんなことから越教組は毎年春闘地域総行動に参加、気炎を上げています。今年も二月二八日、千間台駅と越谷駅に分かれて他の組合と交流、アピールをしました。

